

事業評価の提出について

補助金の交付決定を受けた方は、「訪日外国人旅行者環境整備緊急対策事業補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価を行い、当該評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までに報告してください。

- 例1) 平成29年度予算による交付 → 事業評価の提出期限：平成31年1月31日
例2) 平成29年度補正予算による交付 → 事業評価の提出期限：平成32年1月31日
(※補正予算はやむを得ない場合に年度繰り越しが認められているものの、交付決定を受けた年度中に事業が完了した場合の事業評価の提出期限は、その翌年度の1月末までとなります)

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は2部（原本1部、コピー1部）となります。
(※申請者控えが必要な場合は3部ご用意してください)

【完了実績報告書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 事業評価（一時評価）